



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 2
- 公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課） ..... 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） ..... 4
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課） ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課） ..... 5

## 告 示

### 沖縄県告示第382号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年10月 2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

#### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	平成30年11月13日（火曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市公設市場
	平成30年11月14日（水曜日）午前10時から午後4時まで	西原地区公民館
	平成30年11月16日（金曜日）午前10時から午後4時まで	沖縄県宮古合同庁舎1階ホール
多良間村	平成30年11月19日（月曜日）午後1時から午後4時まで	多良間村役場

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

#### 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	平成30年11月13日（火曜日）から平成31年1月31日（木曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所
多良間村	平成30年11月13日（火曜日）から平成31年1月31日（木曜日）まで	

**沖縄県告示第383号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理人

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡恩納村字仲泊安幸地原756番9、756番10
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**沖縄県告示第384号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理人

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年9月12日から平成31年3月22日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

**沖縄県告示第385号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理人

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年3月20日から同年6月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第386号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成30年10月2日から同月23日まで沖縄県土木建築部港湾課及び大宜味村役場において縦覧に供する。

平成30年10月2日

塩屋港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事職務代理人

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 出願書受理年月日 平成30年9月7日
- 2 出願の概要
  - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
    - ア 出願人 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
    - イ 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事職務代理人 沖縄県副知事 富川盛武
  - (2) 埋立区域
    - ア 位置 国頭郡大宜味村字白浜安瀉地原797番2、799番2及び799番4に接する無地番地の地先公有水面並びに字大保大保原1番1、1番37、2番1及び3番1に接する無地番地の地先公有水面並びに

字大保大保原1番3の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から232度17分49秒2.10メートルを円心とする半径2.10メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ北側の円弧、⑧の地点と⑨の地点を結んだ線、⑨の地点から346度50分35秒54.04メートルを円心とする半径54.04メートルの円周で⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ南側の円弧、⑩の地点から3度39分14秒60.52メートル地点を円心とする半径60.52メートルの円周で⑩の地点と⑪の地点とを結ぶ南側の円弧、⑪の地点から14度10分38秒103.37メートル地点を円心とする半径103.37メートルの円周で⑪の地点と⑫の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑫の地点から21度27分51秒348.62メートル地点を円心とする半径348.62メートルの円周で⑫の地点と⑬の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑬の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑮の地点とを結ぶ平成29年秋分の満潮位（E.L.+0.77メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（吉79）オーラ山（北緯26度39分52秒、東経128度08分02秒）から238度32分06秒1,055.00メートルの地点

②の地点 ①の地点から295度30分58秒9.07メートルの地点

③の地点 ②の地点から294度41分22秒16.63メートルの地点

④の地点 ③の地点から325度49分45秒2.61メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から322度49分02秒11.97メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から322度17分09秒6.50メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から322度17分02秒5.12メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から288度09分32秒2.36メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から254度02分45秒2.67メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から266度11分00秒17.55メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から279度09分56秒11.62メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から287度50分58秒13.24メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から292度36分17秒13.86メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から294度06分14秒11.23メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から294度06分48秒4.98メートルの地点

ウ 面積 872.32平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 国頭郡大宜味村字白浜安潟地原797番、797番2、797番4、797番5、799番、799番2、799番3、799番4及び799番5の地内並びに字白浜安潟地原797番2、799番2及び799番4に接する無地番地の地内及び同地先公有水面並びに字大保大保原1番1、1番37、2番1及び3番1に接する無地番地の地内及び同地先公有水面並びに字大保大保原1番3の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とJの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点（吉79）オーラ山（北緯26度39分52秒、東経128度08分02秒）から238度17分58秒1,039.87メートルの地点

Bの地点 Aの地点から294度26分26秒35.36メートルの地点

Cの地点 Bの地点から324度17分07秒29.47メートルの地点

Dの地点 Cの地点から269度44分27秒38.02メートルの地点

Eの地点 Dの地点から291度52分18秒41.51メートルの地点

Fの地点 Eの地点から233度05分19秒10.52メートルの地点

Gの地点 Fの地点から206度54分03秒16.02メートルの地点

Hの地点 Gの地点から116度21分59秒87.84メートルの地点

Iの地点 Hの地点から103度53分31秒67.84メートルの地点

Jの地点 Iの地点から17度10分19秒7.42メートルの地点

ウ 面積 4,488.11平方メートル

(4) 埋立地の用途 道路用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年10月2日から平成31年2月2日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市土木建築部都市建設課において縦覧に供する。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南城大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 加藤久誠
- 3 届出年月日 平成30年7月20日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する代表者の氏名  
変更前 大門淳  
変更後 加藤久誠
- 5 変更の年月日 平成30年5月28日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 都市計画の名称 嘉手苺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 都市計画の名称 嘉手苺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 都市計画の名称 嘉手苺地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月25日 沖縄県指令土第805号、平成29年10月4日 沖縄県指令土第680号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字下里南腰原1455番1ほか48筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、公園及び防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市宇小禄1490番地3メゾンいずみはら 有限会社レクリエーションセンター 代表取締役 松川博美
- 5 検査済証番号 平成30年9月14日 第4503号
- 6 工事完了年月日 平成30年8月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成11年7月13日 沖縄県指令土第739号、平成13年11月26日 沖縄県指令土第1674号（変更）、平成15年12月25日 沖縄県指令土第2063号（変更）、平成29年9月27日 沖縄県指令土第661号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字摩文仁722番ほか7筆（2工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里寒川町1丁目2番 宗教法人安国寺 代表社員 永岡秀和
- 5 検査済証番号 平成30年9月18日 第4504号
- 6 工事完了年月日 平成30年7月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月21日 沖縄県指令土第594号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字嘉数184番3及び185番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字嘉数185番地2 赤嶺スエ子
- 5 検査済証番号 平成30年9月19日 第4505号

6 工事完了年月日 平成30年8月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月23日 沖縄県指令土第974号、平成27年5月11日 沖縄県指令土第545号（変更）、平成28年8月8日 沖縄県指令土第634号（変更）、平成30年9月5日 沖縄県指令土第679号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字古堅西江戸原1100番1ほか36筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字久場1991番地 町田機工株式会社 代表取締役 町田宗才
- 5 検査済証番号 平成30年9月19日 第4506号
- 6 工事完了年月日 平成30年9月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年10月2日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月2日 沖縄県指令土第447号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原2582番5の一部及び2686番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原1750番地の3伊波アパート202 儀間祐也
- 5 検査済証番号 平成30年9月21日 第4507号
- 6 工事完了年月日 平成30年8月17日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--